

最高裁秘書第167号

令和3年1月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月13日付け（同月15日受付、第020869号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

1月8日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

令和3年1月8日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が1月8日から2月7日までとされました。

今般変更された政府の基本的対処方針では、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止対策等を講じていくとされ、対象地域において、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面における効果的な対策の徹底、すなわち、飲食を伴うものを中心とした対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限すること、具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、住民に対する午後8時以降の不要不急の外出自粛要請、職場への出勤等における在宅勤務、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を強力に推進し、的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくなどとされています。

今回の緊急事態宣言への対応については、上記のとおり、政府の基本的対処方針の内容自体が昨年4月の全国を対象とする緊急事態宣言時と異なること、また、裁判所において、これまで、昨年4月の緊急事態宣言時の対応の経験を振り返り、弁護士会等の外部からの指摘なども踏まえ、前回の経験を生かす視点から改善すべき

点についての検討を行ってきており、裁判運営の見直しや運用改善の取組を進めていること、専門家の助言を得て公衆衛生学等の専門的知見に基づき、感染のリスク態様に応じて整理した感染防止対策が実効的に実施されていること（「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」令和2年12月4日付け当職事務連絡参照）など、前回の緊急事態宣言時と大きく異なる状況にあることを前提とすると、裁判所の感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、今般の政府の基本的対処方針の趣旨や内容に留意した上で、効果的な感染防止対策を徹底しつつ、裁判手続の運用上の工夫や、在宅勤務等の一層の推進等を行うことによって、できる限り裁判業務を継続し、今回の事態によって生じる新たな法的紛争等への対応にも万全を期していく方針で検討していくことが相当であると考えられます。つきましては、上記対象地域に所在する裁判所においては、上記方針を踏まえ、地域の実情に即して検討を行い、庁としての方針を定め、関係機関の理解が得られるように努めることを含め、適切な対応を行っていただくようお願いします。

また、対象地域外に所在する裁判所においては、来庁可能性のある当事者や代理人等の事件関係者が上記対象地域に住所地を有する事件について、当事者等の意向を踏まえ、電話会議等の活用や期日の変更等により都道府県域を超えた人の移動を避けるなど柔軟な対応をすることを検討してください。

効果的な感染防止対策の徹底が上記方針の前提となることはいうまでもなく、マスク着用を確実にすること、体調不良者がいないことを確実にすること、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、会食や宴会を行わないことなどの特に感染リスクの高い場面での対策を、改めて徹底していただくことをお願いします。

なお、緊急事態措置の対象地域等は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動するものと考えられますし、対象地域外においても感染が拡大している地域もありますので、対象地域外に所在する裁判所についても、所在する地域の地方自治体独自の対応にも常に注意を払いつつ、在宅勤務の一層の活用等を含め、引き続き必要な検討及び実践を進めてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。